

いなべ市長 日 沖 靖 様

いなべ市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 伊 藤 裕

個人情報の外部提供について（答申）

平成 30 年 2 月 19 日付けい長寿第 159 号により諮問のあったことについては、下記のとおり答申する。

記

1 審査会の意見

実施機関が保有する個人情報のうち次項に掲げるものを下記第 3 項の外部提供先へ提供することについては、公益上必要であると認められるとき（いなべ市個人情報保護条例第 8 条第 7 号）に該当すると判断する。

2 外部提供に係る個人情報取扱事務及び個人情報の項目

住民基本台帳情報のうち、満 65 歳以上で単身世帯に属する住民に係る氏名（漢字及びフリガナ）、住所、生年月日及び性別

3 外部提供先

いなべ市の区域に置かれた民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）第 5 条の規定に基づき厚生労働大臣の委嘱を受けた民生委員児童委員

4 個人情報を外部提供することに公益性があると認める理由

実施機関は、民生委員児童委員による高齢者に対する日常の見守り活動の充実を図るため、平成 23 年 7 月から実施機関の保有する住民基本台帳情報のうち満 65 歳以上の住民に係る氏名（漢字及びフリガナ）、住所、生年月日及び性別を民生委員児童委員へ提供している。その後、少子高齢化が更に進行し、平成 27 年実施の国勢調査の結果によると、本市では平成 22 年から平成 27 年までの 5 年間において、65 歳以上の単身世帯は 936 世帯から 1,240 世帯へと 1.32 倍に増加しており、民生委員児童委員の見守り活動の対象となる世帯は増加し、この傾向は今後も続くものと考えられる。

したがって、満 65 歳以上で単身世帯に属するものを抽出した上で当該住民に係る氏名（漢字及びフリガナ）、住所、生年月日及び性別を提供することにより、より効率的に地域における高齢者のうち援護を必要とする者を把握す

ることができ、このことにより民生委員による高齢者に対する安否の確認等の日常の見守り活動がより充実するものと考えられる。

なお、実施機関は、民生委員児童委員に対する個人情報の提供に関する要綱（以下「要綱」という。）を定め、提供の範囲、取扱い上の注意事項を定め、個人情報の取扱いの適正確保を図り、流出時の事故に備えて電磁的記録での保有を禁止しているとのことである。今回の諮問に当たり要綱を改正するのであれば、遵守事項を定めた第7条及び様式中に、電磁的記録に係る取扱いについても明記すべきであること、様式第2号は保有個人情報外部提供決定通知書であるが、単身世帯に係る情報を提供する際の様式を追加すべきであるとの意見を添える。

## 5 附属資料

いなべ市民生委員児童委員に対する個人情報の提供に関する要綱の改正案

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年月日        | 処理内容                 |
|------------|----------------------|
| 平成30年2月21日 | 諮問書受理                |
| 平成30年3月20日 | 実施機関の説明及び審議（第42回審査会） |
| 平成30年4月18日 | 審議及び答申（第43回審査会）      |

### いなべ市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 役職   | 氏名    | 備考      |
|------|-------|---------|
| 会長   | 伊藤 裕  | 元大学教授   |
| 会長代理 | 杉岡 治  | 弁護士     |
| 委員   | 伊藤 征記 | 地元有識者   |
| 委員   | 中川 由美 | 弁護士     |
| 委員   | 岩崎 恭典 | 四日市大学学長 |

以上